

装事艦第344号
27.10.1
一部改正 装事艦第17186号
令和2年12月16日

各地方防衛局長 殿

防衛装備庁調達事業部長
(公印省略)

船舶等の契約に関する指定品調達の承認申請要領について（通知）

標記について、防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第208条第1号に係る調達品（以下「船舶等」という。）の契約に基づいて、契約相手方が支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官（以下「支担当等」という。）に対して行う指定品（仕様書で規定している指定品をいう。）承認申請要領を別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：海上幕僚監部装備計画部長

船舶等の契約に関する指定品調達の承認申請要領

1 目的

この要領は、船舶等の契約に基づき、契約相手方が支担当等（調達事業部艦船調達官気付）に指定品調達の承認を申請するために必要な事項を定めるものとする。

2 指定品承認申請書等

指定品承認申請書等（以下「申請書等」という。）は、申請書及び指定品の仕様等からなる。

(1) 申請書

ア 申請書の大きさは、J I S P 1 0 3 8 A列4判とし、別記様式第1に準拠するものとする。

イ 部数は特に指示する場合のほかは、5部とする。

(2) 仕様等

ア 仕様等の内容は、当該指定品を製造するに必要な計画・設計に関する図書を主体とし、別表に準ずる。

イ 背表紙を有する左とじファイルに一括してとじこむこと。ファイルは任意とする。

ウ 構成区分は、契約相手方において記入するものとする。

3 承認申請手続

承認申請手続は、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第1号。27.10.1）中の別冊船舶等の承認用図書等の作成及び提出要領の定めるところを準用し、契約の都度提出するものとする。

4 仕様等の取扱

(1) 契約書に添付される指定品表と承認図書目録とに重複する品目のある場合は、承認用図書等を省略してもさしつかえない。

ただし、承認図書目録を提出する際に、その旨同目録に記載のうえ届け出るものとする。

(2) 仕様等に定める各種の図書は、その作成期間等を考慮し、必要に応じ、概要を示すものをもって代えることができる。

別記様式第 1

会社発簡番号
発簡年月日

支出負担行為担当官 殿
(分任支出負担行為担当官)
(調達事業部艦船調達官気付)
○○防衛局調達部又は
○○防衛局○○防衛支局等経由
主任完成検査官名又は階級氏名

所在地
会社名
代表者名

指 定 品 承 認 申 請 書

平成 年度第 号艦（艇）とう載の指定品の製造所及び仕様を下記のとおり決定したいので、承認されたく申請します。

記

1 製 造 所

品 名	製 造 所	構 成 区 分	所 在 地

備考：船・機・電の区分ごとにまとめて記入すること。

2 仕様等

別表

仕様等の内容		構成区分		
		A	B	C
1	計画要領図	○	○	○
2	全体配置図	○	○	○
3	本体組立断面図	○	○	
4	主要部詳細図	○	○	○
5	駆動部組立断面図	○	○	
6	駆動部主要部詳細図	○	○	
7	付属品・予備品表	○	○	○
8	変更詳細図（異なる場合のみ）			○
9	経歴書	○		

- 備考
- 1 構成区分の記号Aは、船舶等に係る受注実績のないもの、又はほとんど実績のない製造所に適用する仕様等の内容を示すものである。
 - 2 構成区分の記号Bは、他の船舶等に係る受注実績のある製造所に適用する仕様等の内容を示すものである。
 - 3 構成区分の記号Cは、過去に同一品目の受注実績のある製造所に適用する仕様等の内容を示すものである。